

第1022回教育委員会

平成28年3月15日
県庁舎教育委員室

1 開 会 午後3時

2 会議録署名委員の指名

3 会期の決定

4 報 告

- (1) 第71回国民体育大会冬季大会山形県選手団の結果について
(スポーツ保健課競技スポーツ推進室)
- (2) 高校生等による選挙運動及び政治的活動に関する留意点について
(高校教育課)
- (3) 平成28年度山形県公立高等学校入学者選抜の概要について
(高校教育課)

5 議 題

- | | | |
|------|---|-------------|
| 議第1号 | 山形県文化財保護条例第4条第1項の規定による山形県指定有形文化財の指定について | (文化財・生涯学習課) |
| 議第2号 | 教育委員会職員の人事について | (総務課) |
| 議第3号 | 教職員の人事について | (総務課教職員室) |

6 閉 会

第71回国民体育大会冬季大会山形県選手団結果について

1. 大会概要

競技会名	スケート競技会・アイスホッケー競技会	スキー競技会
大会期日	平成28年1月27日(水)～1月31日(日)	平成28年2月20日(土)～23日(火)
会場	岩手県盛岡市・花巻市・二戸市	岩手県八幡平市
選手団	団長 武田 浩 以下32名	団長 早坂 孝 以下88名

2. 成績

(1) 冬季総合成績
 男女総合成績(天皇杯順位) 第 3 位 (昨年 10 位)
 女子総合成績(皇后杯順位) 第 6 位 (昨年 12 位)

(2) 競技会別総合成績

年	回	開催地	男女総合成績						女子総合成績					
			スケート競技会		スキー競技会		冬季合計		スケート競技会		スキー競技会		冬季合計	
			順位	得点	順位	得点	順位	得点	順位	得点	順位	得点	順位	得点
28	71	岩手	4	143.0	10	48.0	3	191.0	8	47.0	6	31.0	6	78.0
27	70	群馬	12	93.0	7	49.0	10	142.0	13	33.0	6	23.0	12	56.0

3. 入賞一覧および競技獲得得点

順位	競技名	種別	種目	選手名	所属	得点
1位	スケート(スピード)	少年男子	5,000m	横山 碧生	山形中央高校3年	8
	スケート(スピード)	少年女子	3,000m	小竹 琉湖	山形中央高校2年	8
	スケート(スピード)	成年男子	5,000m	一戸 誠太郎	信州大学2年	8
2位	スケート(スピード)	少年男子	10,000m	小林 裕幸	山形中央高校2年	7
	スケート(スピード)	少年女子	1,500m	小竹 琉湖	山形中央高校2年	7
	スケート(スピード)	成年男子	500m	中尾 光杜	信州大学4年	7
	スケート(スピード)	成年男子	1,000m	森 永 一帆	山形県体育協会	7
3位	スケート(スピード)	成年男子	2,000mR	中尾 光杜・坂本 永吉 吉田 健太・森永 一帆	信州大学・高崎健康福祉大学 日本大学・山形県体育協会	7
	スケート(スピード)	少年男子	1,500m	一戸 大地	山形中央高校3年	6
	スケート(スピード)	少年男子	5,000m	由井 直樹	山形中央高校3年	6
	スケート(スピード)	少年男子	2,000mR	吉田 優太・由井 直樹 横山 碧生・一戸 大地	山形中央高校	6
	スケート(スピード)	少年女子	1,500m	鈴木 杏菜	山形中央高校1年	6
	スケート(スピード)	成年男子	1,500m	一戸 誠太郎	信州大学2年	6
4位	スキー	少年女子	ジャイアントスラローム	雲野 チェルシー	日大山形高校1年	6
	スケート(スピード)	少年男子	10,000m	横山 碧生	山形中央高校3年	5
	スケート(スピード)	少年女子	500m	山口 亜実	山形中央高校2年	5
	スケート(スピード)	少年女子	2,000mR	山口 亜実・古川 智洋 小竹 琉湖・鈴木 杏菜	山形中央高校	5
5位	スキー	成年男子B	コンバインド	久保 貴寛	山形県体育協会	5
	スキー	成年女子B	クロスカントリー	青木 富美子	真室川高校教員	5
6位	スケート(スピード)	成年男子	1,500m	森 永 一帆	山形県体育協会	4
	スキー	成年女子B	ジャイアントスラローム	丸子 由里香	(株)置環	4
7位	スケート(スピード)	少年男子	500m	吉田 優太	山形中央高校3年	3
	スケート(スピード)	少年男子	1,000m	一戸 大地	山形中央高校3年	3
	スケート(スピード)	少年男子	1,500m	由井 直樹	山形中央高校3年	3
	スケート(スピード)	少年女子	500m	古川 智洋	山形中央高校1年	3
	スケート(スピード)	少年女子	1,000m	山口 亜実	山形中央高校2年	3
	スキー	成年男子B	スペシャルジャンプ	久保 貴寛	山形県体育協会	3
8位	スキー	成年女子A	クロスカントリー	石山 里夏	東海大学2年	4
	スキー	成年男子C	ジャイアントスラローム	瀧澤 宏臣	日建総業SC	2
	スキー	女子	クロスカントリーリレー	田村 希・五十嵐 萌 青木 富美子・有路 杏子	北村山高校・新庄北高校 真室川高校・早稲田大学	2
9位	スキー	少年男子	ジャイアントスラローム	三上 大我	山形中央高校3年	2
	スキー	成年男子A	ジャイアントスラローム	深瀬 悟志	大阪産業大学1年	1
	スキー	成年男子A	クロスカントリー	鈴木 貴弘	中央大学4年	1
9位	スキー	少年男子	クロスカントリー	小屋 嘉毅	北村山高校3年	1
	スキー	成年男子C	クロスカントリー	高橋 哲也	神町自衛隊SC	2
合計						191

内訳	スケート競技得点合計	123
	スキー 競技得点合計	38
	冬季3競技・参加得点	30

【参考】過去3年の国体冬季大会における男女総合成績(優勝数)

年度(回)	スキー国体	スケート国体	男女総合成績
H25(68)	47(0)7位	85(1)12位	132・9位
H26(69)	78(2)5位	94(4)12位	172・5位
H27(70)	49(0)7位	93(3)12位	142・10位

※繰上げ
 競技得点は、同一県2名までに与えられ、上位に同一県が3人いる場合は、下位の県の得点が1点繰り上がる。

**「高等学校等における政治的教養の教育と高等学校等の生徒による政治的活動等について」
(平成 27 年 10 月 29 日 文部科学省初等中等教育局長通知) 概要**

選挙権年齢や国民投票権年齢が、18 歳以上に引き下げられることに対応し、

①高等学校における政治的教養の教育を充実させるとともに、**②政治的活動等に対する適切な生徒指導を実施**するため、関係する留意点等を示した新たな通知を发出。

(これに伴い昭和 44 年に发出した「高等学校における政治的教養と政治的活動について(通知)」は廃止)

背景

習得した知識を活用し、主体的な選択・判断を行い、他者と協働しながら様々な課題を解決していくという 国家・社会の形成者としての資質や能力を育むことが一層期待。公選法等の改正は、若い人々の意見を現在と未来の我が国の在り方を決める政治に反映させていくことが望ましいという意図に基づくものであり、今後は高校生が国家・社会の形成に主体的に参画していくことが一層期待。

他方、学校や教員の政治的中立性に留意することや、政治的教養の教育において具体的な政治的事象を扱うことと、生徒が具体的な政治的活動等を行うことは区別することが必要。

①政治的教養を育む教育

授業等において、現実の具体的な政治的事象を取扱うことや、模擬選挙や模擬議会など現実の政治を素材とした実践的な教育活動を積極的に行うことを明確化。

指導上の留意事項

- ・ 学習指導要領に基づき、校長を中心に学校として指導のねらいを明確にし、系統的、計画的な指導計画を立てて実施。
- ・ 一つの結論よりも結論に至るまでの冷静で理性的な議論の過程が重要。また、多様な見方や考え方のできる事柄等を取り上げる場合には、様々な見解を提示することなどが重要。
- ・ 教員は個人的な主義主張を述べることは避け、公正かつ中立な立場で生徒を指導。指導が全体として特定の政治上の主義等を支持・反対することとならないよう、また、学校の内外を問わず地位を利用した結果とならないように留意。

②高等学校等の生徒の政治的活動等

高等学校が教育を目的とする施設であること等を踏まえると、高校生の政治的活動等は必要かつ合理的な範囲内で制約を受ける。

- ・ 学校の教育活動として、生徒が政治的活動等を行うことは、教育基本法第 14 条第 2 項に基づき、禁止することが必要。
- ・ 放課後や休日等であっても、学校の構内においては、学校施設の物的管理の上での支障等が生じないように、制限又は禁止することが必要。
- ・ 放課後や休日等に、学校の構外で行われる政治的活動等については、違法なもの等は制限又は禁止されるほか、学業や生活に支障があると認められる場合などは、これによる当該生徒や他の生徒の学業等への支障の状況に応じ、必要かつ合理的な範囲内で制限又は禁止することを含め、適切に指導を行うことが求められる。

また、満 18 歳以上の生徒の選挙運動は尊重することになることや、生徒の政治的活動等は、家庭の理解の下、生徒が判断し行うものであることに留意。

○その他

インターネットの特性を踏まえた指導の必要性や、学校・家庭・地域の連携の重要性について記述。

高校生等による選挙運動及び政治的活動に関する留意点

山形県教育委員会

文部科学省では、平成27年10月29日に、初等中等教育局長名で「高等学校等における政治的教養の教育と高等学校等の生徒による政治的活動等について（通知）」（以下「文科省通知」という。）を発出し、同年11月には、総務省と共著で、副教材『私たちが拓く日本の未来』を発刊しています。また平成28年2月には文科省通知Q&A（生徒指導関係者向け）を作成しています。各校においては、これらの資料を活用し、高等学校等における政治的教養の教育と高校生等の選挙運動及び政治的活動について、指導を充実させる必要があります。

県教育委員会では、文科省通知やQ&Aを踏まえ、高校生等による選挙運動及び政治的活動に関する留意点を、下記のとおりまとめました。生徒が有権者として自らの判断で権利を行使することができるよう、教職員に周知願います。

記

1. 放課後や休日等の、学校の構内における選挙運動及び政治的活動について

学校の教育活動として生徒が政治的活動を行うことは、教育基本法により禁止されていますが、放課後や休日等であっても、学校の構内における選挙運動及び政治的活動については、文科省通知において制限又は禁止することが必要であると記載されています。県教育委員会では、学校施設の物的管理の上での支障、他の生徒の日常の学習活動等への支障、その他学校の政治的中立性の確保等の観点から教育を円滑に実施する上での支障が生じるおそれがあるという理由から、禁止すべきであると判断しています。

2. 放課後や休日等の、学校の構外における選挙運動及び政治的活動について

放課後や休日等の学校の構外における選挙運動および政治的活動は、家庭の理解の下、生徒が判断し行うものですが、他の校外活動と同様、以下のような選挙活動や政治的活動が行われている場合には、合理的な範囲内で制限又は禁止することが必要です。

- ① 違法なもの、暴力的なもの、違法若しくは暴力的な選挙運動や政治的活動になるおそれの高い場合
- ② 生徒が選挙運動や政治的活動に熱中するあまり、学業や生活などに支障があると認められる場合
- ③ 他の生徒の学業や生活などに支障があると認められる場合
- ④ 生徒間における政治的対立が生じるなどして、学校教育の円滑な実施に支障があると認められる場合

3. 公職選挙法に関する指導について

法律にのっとった適切な選挙運動が行われるよう、公職選挙法等に関する正しい知識について、指導する必要があります。どのような行為が公職選挙法に違反するかについては、教職員が一市民として気をつけていることを踏まえ、指導する必要があります。また、高校生等がスマートフォン等を介してインターネットを頻繁に利用していることや、選挙権を持つ生徒と持たない生徒が混在するという状況に鑑み、以下の点について指導を徹底する必要があります。

〈高校生等が気をつけるべき公職選挙法違反〉

- ① 選挙運動期間中に、選挙運動用の電子メールを送信したり、友人や家族に転送したりすること。
- ② 18歳未満の者が選挙運動期間中に、インターネットを含め、選挙運動を行うこと。

4. 校則、生徒心得等の見直しについて

文科省通知の発出に伴い、昭和44年に発出した「高等学校における政治的教養と政治活動について（通知）」は廃止となります。この通知を元に作成されたと考えられる校則や生徒心得については、学校の構内における選挙運動及び政治的活動のみの禁止を謳うよう、修正する必要があります。また、校則や生徒心得に選挙運動及び政治的活動に関する記載がない場合、それぞれの学校で、追記の要不要を検討願います。

〈記載がある場合の例〉

現行記載条文等

生徒は特定政党を支持し、またはこれに反するための行動その他政治的活動をしてはならない。

修正条文等

学校の構内において、選挙運動や政治的活動等を行うことは、放課後、休日も含め禁止する。

これは例であり、各校で適宜修正願います。

学 校 名 の生徒による選挙運動及び政治的活動等について

公職選挙法等の改正に伴い、平成28年6月19日以降に行われる国政選挙から、18歳以上の者は、国政選挙及び地方選挙において選挙権を有し、選挙運動を行うことが認められました。この選挙権年齢引き下げをきっかけに、高校生等の政治的活動等が下記の点に留意しながら認められることとなりました。

これを踏まえ、本校における生徒の選挙運動及び政治的活動について、下記のとおりとします。配布した副教材『私たちが拓く日本の未来』を参考にしながら各家庭においてもご理解いただき、お子様が有権者として主体的に選択・判断ができる資質や能力を育むことができますよう、ご指導とご協力をお願いします。

記

1. 学校の構内における選挙運動及び政治的活動について

学校施設の物的管理の上での支障、他の生徒の日常の学習活動等への支障、その他学校の政治的中立性の確保等の観点から教育を円滑に実施する上での支障が生じるおそれがあるという理由から、学校の構内における選挙運動及び政治的活動について、放課後や休日等も含め、禁止とします。

2. 放課後や休日等の、学校の構外における選挙運動及び政治的活動について

以下のような選挙運動及び政治的活動については、制限又は禁止とします。

- ① 違法なもの、暴力的なもの、そのようなものになるおそれの高い場合
- ② 熱中するあまり、学業や生活などに支障があると認められる場合
- ③ 他の生徒の学業や生活などに支障があると認められる場合
- ④ 生徒間に政治的対立が生じるなどして、学校教育の円滑な実施に支障があると認められる場合

3. 公職選挙法に関する指導について

公職選挙法等に関する正しい知識について、保護者が気をつけていることを含めて、ご家庭で話し合ってください。

高校生がスマートフォン等を頻繁に利用している現状と選挙権を持つ生徒と持たない生徒が校内に混在することを踏まえ、本校生が気をつけるべき主な公職選挙法違反は、次の2点です。

- ① 選挙運動期間中に、選挙運動用の電子メールを送信したり、友人や家族に転送したりすること。
- ② 18歳未満の者が、選挙運動期間中に、インターネットを含め、選挙運動を行うこと。

4. 校則の見直しについて

以前は、文部科学省の指導に基づき、「生徒は特定政党を支持し、またはこれに反するための行動その他政治的活動をしてはならない。」という校則がありました。このたび、「学校の構内において、選挙運動や政治的活動等を行うことは、放課後、休日も含め、禁止する。」のように改めました。生徒へは生徒総会等を通じて周知を図っていきます。

平成28年度山形県公立高等学校入学者選抜の概要

1 日 程

- | | |
|----------------|--------------------------|
| (1) 推薦願書受付期間 | 平成28年1月22日(金)～1月28日(木)正午 |
| (2) 推薦面接等実施日 | 平成28年2月5日(金) |
| (3) 連携面接等実施日 | 平成28年2月5日(金) |
| (4) 選抜内定結果連絡 | 平成28年2月15日(月) |
| (5) 一般願書受付期間 | 平成28年2月19日(金)～2月25日(木)正午 |
| (6) 学力検査・面接実施日 | 平成28年3月10日(木) |
| (7) 適性検査実施日 | 平成28年3月11日(金) |
| (8) 合格発表 | 平成28年3月17日(木) |

2 実施学校数及び学科数

		28年度		27年度		増 減	
		校数	学科数	校数	学科数	校数	学科数
推薦 選抜	全日制	26	66	26	67	0	▲1
	定時制	0	0	0	0	0	0
一般 選抜	全日制	42	95	42	96	0	▲1
	定時制	5	5	5	5	0	0

3 推薦志願、推薦合格内定、一般志願状況

		入学 定員	推薦 募集 人員	推薦 志願 者数	推薦 志願 倍率	推薦 内定 者数	連携 内定 者数	一般 選抜 定員	一般 志願 者数	一般 志願 倍率
全 日 制	平成28年度	7,640	864	1,077	1.25	780	46	6,814	6,885	1.01
	平成27年度	7,760	844	1,033	1.22	763	67	6,930	6,728	0.97
	増 減	▲120	20	44	0.03	17	▲21	▲116	157	0.04
定 時 制	平成28年度	280	0	—	—	0	—	280	116	0.41
	平成27年度	280	0	—	—	0	—	280	127	0.45
	増 減	0	0	—	—	0	—	0	▲11	▲0.04

4 学科別一般選抜志願倍率

	普通	理数	音楽	体育	農業	工業	商業	水産	家庭	看護	情報	総合
28年度	1.03	1.07	0.74	2.21	0.82	1.06	1.12	0.29	1.16	1.21	1.37	0.89
27年度	1.01	1.13	0.45	1.35	0.83	0.97	1.12	0.48	0.83	1.29	0.72	0.81
増減	0.02	▲0.06	0.29	0.86	▲0.01	0.09	0.00	▲0.19	0.33	▲0.08	0.65	0.08

平成28年度山形県公立高等学校
一般入学者選抜学力検査

出題のねらいと検査問題の構成

平成28年3月10日

山形県教育委員会

1 出題の基本方針

平成28年度山形県公立高等学校入学者選抜学力検査問題は、「平成28年度山形県公立高等学校入学者選抜実施要項」に示した次の出題方針に基づいて作成した。

- (1) 中学校学習指導要領に示されている各教科の目標に即し、内容の基本的な事項について出題する。
- (2) 解答が偶然性に支配されたり、単なる記憶の検査に偏ったりしないように、理解力、思考力、判断力、表現力などを検査できるように配慮する。そのため、記述式による出題をできるだけ多くする。
- (3) 出題領域は、特定なものに偏ったりしないように、できるだけ広範囲から出題する。

以上により、平素の授業を大切に、着実に学習を重ねていれば十分解答できるように配慮した。

2 出題の傾向

(1) 全体

- ア 基礎・基本を重視し、関心・意欲・態度、思考力、表現力などを総合的に評価できるようにした。
- イ 受検者の興味・関心を高められるよう、身近な素材を取り入れるなど、問題の設定を工夫した。
【国語 ⑤、社会 ⑥、数学 ③、理科 ①、英語 ④】

(2) 平均点

各教科とも50～60点となるように配慮した。

(3) 各教科

国語

- ・ 子どもたちが話し合いを通して成長する姿を描いた作品や、人間を自然の一部と考える生命論的世界観について述べた文章など、人間、自然、社会などについて自分の考えを深めたり広げたりできるような題材を取り上げた。 (①、②)
- ・ 複数の資料(グラフ)から読み取った情報をもとに、経験や知識と関連付けて自分の考えを書くことができるかどうかをみる問題を出題した。 (⑤)

社会

- ・ 世界と日本の諸地域の地域的特色を、地図や諸資料から正確に読み取り、読み取った内容から思考・判断したことを適切に表現する力をみる問題を出題した。 (①、②)
- ・ 本県が進める施策など、身近な題材を取り上げ、受検者が興味・関心をもって問題に取り組めるようにした。 (⑥)

数学

- ・ 日常の場面を数学と結び付けて考察したり、表現したりすることを通して、数学のよさを実感できるような問題を出題した。 (①-5、③)
- ・ 図形について見通しをもって考え、見いだした図形の性質を具体的な場面で活用する問題を出題した。 (④-3)

理科

- ・ 身近な植物に対する興味・関心が高められるよう、本県で生産されている「だだちゃ豆」や「秘伝」を取り上げ、植物について総合的に問う問題を出題した。 (①)
- ・ 身近な事物・現象を取り上げ、理科を学ぶことの意義や有用性を感じられるような問題を出題した。 (④-4、⑥-2)

英語

- ・ 宇宙へのあこがれや、郷土への思いを題材として取り上げ、受検者が興味・関心をもって問題に取り組めるようにした。 (③、④)
- ・ 英文から読み取ったことを踏まえて、自分の考えについて、まとまりのある英文を書く力をみる問題を出題した。 (⑤)

国 語

1 出題のねらい

- (1) 出題に当たっては、「話すこと・聞くこと」、「書くこと」、「読むこと」の3領域と「伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項」について、基礎的・基本的な国語の力を中心に、日常の学習における成果をみることができるようにした。
- (2) 題材の選定に当たっては、受検者の生活体験や心情に配慮しながら、受検者に読ませるのにふさわしい内容をもつものを選んだ。
- (3) 設問に当たっては、知識や理解力だけでなく、思考力や表現力、国語への関心などもみることができるようにした。

2 検査問題の構成

問	領 域	ね ら い
一	文学的な文章 ・話すこと・聞くこと ・書くこと ・読むこと ・言葉の特徴やきまりに関する事項 ・漢字に関する事項	○常用漢字や語句の意味についての基礎的な知識・理解。 ○読み取った登場人物の心情に基づいて適切に朗読する力。 ○登場人物の言動の意味をとらえたり、的確に表現したりする力。 ○話し合いの話題や方向をとらえ、的確に話す力。
二	説明的な文章 ・話すこと・聞くこと ・書くこと ・読むこと ・言葉の特徴やきまりに関する事項 ・漢字に関する事項	○常用漢字や品詞についての基礎的な知識・理解。 ○語句の辞書的な意味を踏まえ、文脈の中における意味を的確にとらえる力。 ○文章の展開を確かめながら要旨をとらえ、的確に表現する力。 ○場の状況や相手に応じて、語句や文を効果的に使って話す力。
三	古 典 ・読むこと ・伝統的な言語文化に関する事項	○歴史的仮名遣いについての基礎的な知識・理解。 ○文章の展開に即して内容をとらえる力。 ○文章に表れているものの見方や考え方をとらえ、表現する力。
四	漢字と言葉 ・漢字に関する事項 ・伝統的な言語文化に関する事項	○学年別漢字配当表に示されている漢字を書く力。 ○故事成語の意味と使い方を理解し、適切に表現する力。
五	作 文 ・書くこと ・読むこと	○複数の資料から目的に応じて必要な情報を読み取り、適切に表現する力。 ○自分の考えや体験等を、まとまりのある文章で的確に表現する力。

社 会

1 出題のねらい

- (1) 出題に当たっては、地理的分野、歴史的分野及び公民的分野における基礎的・基本的な内容について、日常の学習における成果をみることができるようにした。
- (2) 設問に当たっては、知識の量だけでなく、理解力、思考力、判断力、表現力、関心・意欲などもみることができるようにした。
- (3) 地図、写真、図、グラフなどの資料を用いて、社会的事象を総合的に考察する力をみることができるようにした。

2 検査問題の構成

問	領 域	ね ら い
①	地理的分野 ・世界の地域構成 ・世界の諸地域 ・世界の様々な地域の調査	○世界地図を活用し、世界の地域構成をとらえる力。 ○自然及び社会的条件と関連付けて、世界の人々の生活の様子をとらえる力。 ○世界の諸地域について、資料を読み取り、思考・判断する力。
②	地理的分野 ・日本の地域構成 ・日本の諸地域	○日本の地域構成、都道府県についての知識・理解。 ○日本の諸地域について、資料を読み取り、思考・判断する力。 ○地域の地形や気候などから、地域的特色をとらえる力。
③	歴史的分野 ・古代までの日本 ・中世の日本 ・近世の日本	○基本的な歴史事象についての知識・理解。 ○歴史上の人物をテーマに、各時代の政治、社会、文化の特色をとらえる力。
④	歴史的分野 ・近代の日本と世界 ・現代の日本と世界	○基本的な歴史事象についての知識・理解。 ○国際社会とのかかわりを中心とした日本の近現代史の大きな流れを、各時代の政治や社会の特色からとらえる力。
⑤	公民的分野 ・私たちと政治 ・民主政治と政治参加	○日本国憲法に基づく政治の仕組みや、裁判制度についての知識・理解。 ○地方自治の在り方について思考・判断し、適切に表現する力。
⑥	公民的分野 ・私たちと経済 ・よりよい社会を目指して	○現代の貿易と金融の仕組みや働きについての知識・理解。 ○身近な地域について、資料を基に思考・判断したことを表現する力。

数 学

1 出題のねらい

- (1) 出題に当たっては、「数と式」、「図形」、「関数」及び「資料の活用」の4領域における基礎的・基本的な内容について、日常の学習における成果をみることができるようにした。
- (2) 題材の選定に当たっては、日常の場面と数学との関連を図ったり、動きのある事象を取り上げたりして、受検者の関心・意欲を高められるようにした。
- (3) 設問に当たっては、知識や理解力だけでなく、思考力、判断力、表現力、直観力などもみることができるようにした。
- (4) 結果だけを問うのではなく、結果に至るまでの過程も評価できるようにした。

2 検査問題の構成

問	領 域	ね ら い
1	数と式 ・ 正の数・負の数 ・ 平方根 ・ 式の計算 ・ 因数分解 ・ 二次方程式 関数 ・ 比例 資料の活用 ・ 確率 ・ 標本調査 図形 ・ 平面図形	○ 整数や分数、平方根を含む式や文字を含む整式の四則計算をする力。 ○ 工夫して式の値を求める力。 ○ 解の公式を用いて二次方程式を解く力。 ○ 確率を求める力。 ○ 比例を用いて具体的な事象をとらえる力。 ○ 標本調査を行い、母集団の傾向をとらえる力。 ○ 図形的な性質をとらえ、作図する力。
2	関数 ・ 関数 $y = ax^2$ ・ 反比例 図形 ・ 空間図形 数と式 ・ 一次方程式 ・ 連立方程式 資料の活用 ・ 資料の散らばりと代表値	○ グラフの特徴を理解し、不等号を用いて数量関係を式に表す力。 ○ 図形と関数の関係をとらえ、点の座標を求める力。 ○ 空間図形を平面上に表現する力。 ○ 立体の体積を求める力。 ○ 資料の平均値を求める力。 ○ 方程式を活用する力。
3	関数 ・ 一次関数	○ 一次関数を用いて具体的な事象をとらえ説明する力。 ○ 伴って変わる二つの数量の変化や対応の様子をとらえる力。
4	図形 ・ 平面図形	○ 三角形の合同条件などを用いて、論理的に証明する力。 ○ 三平方の定理などを活用し、図形を考察する力。

理 科

1 出題のねらい

- (1) 出題に当たっては、第1分野、第2分野における基礎的・基本的な内容について、日常の学習における成果をみることができるようにした。
- (2) 設問に当たっては、知識をもとに、理解力、思考力、判断力、表現力、探究する能力の基礎などをみることができるようにした。
- (3) 観察や実験に関する問題では、活動の過程を重視し、結果から考察する力や、観察や実験に対する関心・意欲などをみることができるようにした。

2 検査問題の構成

問	領 域	ね ら い
1	生物的領域 ・植物の生活と種類 ・生命の連続性	○植物の体のつくりと殖え方についての知識・理解。 ○生物の調べ方の基礎についての知識・技能。 ○生物の成長の仕組みについて考察する力。
2	生物的領域 ・動物の生活と生物の変遷	○動物の体のつくりと働きについての知識・理解。 ○刺激に対する反応について、神経系の仕組みと関連付けて思考し、表現する力。
3	地学的領域 ・地球と宇宙 ・気象とその変化	○太陽とその表面の特徴についての知識・理解。 ○天体や気象の観測の仕方についての知識・技能。 ○太陽の形について、科学的な根拠を踏まえて思考し、表現する力。
4	地学的領域 ・大地の成り立ちと変化	○火山とその噴出物についての知識・理解。 ○火山の形をマグマの性質と関連付けて表現する力。 ○地層の重なり方について思考し、表現する力。
5	化学的領域 ・身の回りの物質 ・化学変化と原子・分子	○物質の状態変化についての知識・理解。 ○物質を加熱したときの規則性を活用し、思考する力。 ○状態変化について、原子と関連付けて表現する力。
6	化学的領域 ・身の回りの物質 ・化学変化と原子・分子 ・科学技術と人間	○物質の調べ方の基礎についての知識・技能。 ○化学変化の規則性を活用し、思考する力。 ○金属とその利用についての興味・関心。
7	物理的領域 ・電流とその利用	○回路と電流・電圧についての知識・理解。 ○電流がつくる磁界の規則性を活用し、思考する力。 ○電流・電圧と抵抗について思考し、表現する力。
8	物理的領域 ・身近な物理現象 ・運動とエネルギー	○力とその表し方や運動の規則性についての知識・理解。 ○質量と位置エネルギーの大きさの関係について考察する力。

英 語

1 出題のねらい

- (1) 出題に当たっては、「聞くこと」、「話すこと」、「読むこと」及び「書くこと」の4領域における基礎的・基本的な内容について、日常の学習における成果をみることができるようにした。
- (2) 題材の選定に当たっては、受検者の興味・関心を高められるよう、日常の生活場面にかかわる身近な話題を取り上げた。
- (3) 「音声」、「文字及び符号」、「語、連語及び慣用表現」、「文法事項」といった言語材料の選定に当たっては、日常のコミュニケーション活動においてよく用いられる基本的で運用度の高いものを選んだ。
- (4) 設問に当たっては、単に英語の知識を問うだけでなく、類推して内容を理解する力、文章の大まかな流れや大切な部分を読み取る力、伝えたいことを積極的に表現する力などを総合的にみることができるようにした。

2 検査問題の構成

問	領 域	ね ら い
①	・聞くこと ・書くこと	○英文を聞いて、具体的な内容や大切な部分聞き取る力。 ○まとまりのある英語を聞いて、概要や要点を適切に聞き取る力。 ○英語を正確に聞き取り、聞き取った英語を正しく書く力。
②	・読むこと ・書くこと ・話すこと	○基本的な言語材料を、場面に応じて適切に活用する力。 ○具体的な場面や状況に合った適切な表現を使用する力。 ○語と語のつながりなどに注意して正しく文を書く力。
③	・読むこと ・話すこと	○図や表と照らし合わせながら、会話文の大切な部分を的確に読み取ったり、話された内容や考え方をとらえたりする力。
④	・読むこと ・書くこと ・話すこと	○物語のあらすじをつかみながら、内容を読み取る力。 ○登場人物の考えや心情など、書かれた内容を適切に理解する力。 ○読んだ事柄について、英語の問いに英語で的確に答える力。
⑤	・読むこと ・書くこと	○英文で書かれた内容から書き手の意向を理解し、適切に応じる力。 ○自分の考えが読み手に正しく伝わるように書く力。

議第 1 号

山形県文化財保護条例第4条第1項の規定による山形県指定有形文化財
の指定について

山形県文化財保護条例(昭和30年8月県条例第27号)第4条第1項の規定により、
次のとおり山形県指定有形文化財に指定する。

種 別	名 称	員数	所有者	所有者の住所
絵画の部	紙本著色徒然草図 六曲屏風	1	米沢市	米沢市金池五丁目2番25号

提 案 理 由

紙本著色徒然草図六曲屏風を山形県指定有形文化財として指定するため提案する
ものである。

平成28年3月15日提出

山形県教育委員会

教育長 菅 野 滋

文 審 第 4 号
平成28年2月10日

山形県教育委員会
教育長 菅野 滋 殿

山形県文化財保護審議会
会 長 伊 藤 清 郎



山形県指定有形文化財の指定について（答申）

平成28年2月4日付け文生第1514号で諮問のありましたこのことについて、
当審議会の意見は下記のとおりです。

記

第1号 県指定有形文化財の指定

種別	名 称	員数	所有者	所有者の住所
絵画の部	紙本著色徒然草図 六曲屏風	1	米沢市	米沢市金池五丁目2番25号

意 見 山形県指定有形文化財に指定することが適当である。

県指定文化財（答申）の概要

種 別	有形文化財（絵画）			
名 称	<small>しほんちゃくしよくつれづれぐさず</small> 紙本著色 徒然草図	<small>ろつきよくびょうぶ</small> 六曲屏風	員 数	1 双
所在地	米沢市丸の内一丁目2番1号（米沢市上杉博物館）			
所有者	米沢市			
特 色	<p> (材質技法) 紙本著色（紙に日本画の顔料を用いて著色、金雲などに金砂子を蒔く） (形 状) 六曲一双屏風 (寸 法) 両隻 たて116.4cm×よこ269.6cm (制作年代) 江戸時代前期（17世紀中頃～後半） (作 者) 不明 (特 色) </p> <p> 鎌倉時代末期、兼好法師によって著された「徒然草」の全244段から28の説話を選び、一話に一図ずつ人物や情景を描いている。画面構成は、屏風の各扇を上下に3区分して3図を描くことを基本としているが、章段によっては縦に2つの区分、横に2つの区分を用いており、右隻、左隻それぞれに14場面が描かれている。両隻とも一話一図の間を金雲で埋めている。 </p> <p> 本屏風の特徴は28という多くの場面が描かれていることである。「徒然草」を題材とする絵画作品は少ない上に、本屏風のような28の章段という数は他に例がないと言える。さらに、「徒然草」の中から内容や情景が類似する章段を集めて配すという工夫が凝らされている。 </p> <p> もう一つの特徴は、絢爛たる衣装をまとった女性たちが登場する王朝風の場面が多く見られることであり、屏風全体に華麗な印象を与えている。こうした貴族の世界に加え、武士の世界、庶民の世界、僧侶の世界が混然となって「徒然草」の文学空間が構成されている。 </p>			
指定の意義	<p> 『徒然草』を絵画化した作品は、近世になってから制作されるようになり、世に流布した物語絵としては、『源氏物語』と『伊勢物語』が圧倒的に多く、『徒然草』を題材とした絵画作品は少ないうえに、屏風に描かれたものは極めて稀である。17世紀に描かれた本屏風は最も古い作例のひとつであり、我が国の文化史上貴重な資料である。 </p> <p> 絵師は特定できないが、表現技法の豊かさや描写力の確かさは優れた水準に達しており、絵画作品としての観賞価値が高く、絵画史上大きな意義を持つものと言える。 </p> <p> 同種の屏風絵に比して作画された説話の数が圧倒的に多く、『徒然草』のもつ多彩な世界を見事に視覚化している点が本屏風の最大の特徴である。また、金雲を巧みに使って多数の場面をバランスよく配置する優れた構図感覚と、金雲や地面に金砂子と金の切箔を密に使用して画面に豪華さと重厚さを与える優れた技法が見られる点などが、本屏風の顕著な特異性を示しており、これらの点から県指定する意義のある作品である。 </p>			

しほんちやくしよくつれづれぐさず ろつきよくびょうぶ
「紙本著色徒然草図 六曲屏風」(米沢市上杉博物館)

右隻



左隻



内容や情景が類似する章段の例 「貴族的生活」(屏風右隻より抜粋)



第107段(右隻二扇中段)



第10段(右隻二扇下段)



第40段(右隻三扇上段)

山形県指定有形文化財指定基準を次のように定める。

山形県指定有形文化財指定基準

山形県指定有形文化財指定基準（昭和31年3月県教育委員会告示第3号）の全部を改正する。

絵画、彫刻の部

- 1 各時代の遺品のうち製作優秀で我が国の文化史上貴重なもの
- 2 我が国の絵画、彫刻史上特に意義のある資料となるもの
- 3 題材、品質、形状又は技法等の点で顕著な特異性を示すもの
- 4 特殊な作者、流派又は地方様式等を代表する顕著なもの
- 5 渡来品で我が国の文化にとって意義あるもの

工芸品の部

- 1 各時代の遺品のうち製作が特に優秀なもの
- 2 我が国の工芸史上又は文化史上特に貴重なもの
- 3 形態、品質、技法又は用途等が特異で意義の深いもの
- 4 渡来品で我が国の工芸史上に意義深く、密接な関連を有するもの

書跡、典籍の部

- 1 書跡類は宸（しん）翰（かん）、和漢名家筆跡、古筆、墨跡、法（ほう）帖（じょう）等で、我が国の書道史上の代表と認められるもの又は我が国の文化史上貴重なもの
- 2 典籍類のうち写本類は、和書、漢書、仏典及び洋書の原本又はこれに準ずる写本で我が国の文化史上貴重なもの
- 3 典籍類のうち版本類は、印刷史上の代表で我が国の文化史上貴重なもの
- 4 書跡類、典籍類で歴史的又は系統的にまとまって伝存し、学術的価値の高いもの
- 5 渡来品で我が国の文化にとって意義のあるもの

古文書の部

- 1 古文書類は、我が国の歴史上重要と認められるもの
- 2 日記、記録類（絵画、系図類を含む。）は、その原本又はこれに準ずる写本で我が国の文化史上貴重なもの
- 3 木簡、印章、金石文等は記録性が高く、学術上重要と認められるもの
- 4 古文書類、日記、記録類等で歴史的又は系統的にまとまって伝存し、学術的価値の高いもの

考古資料の部

- 1 土器、石器、骨格牙器、玉その他縄文時代及びそれ以前の遺物で学術的価値の特に高いもの
- 2 銅鐸、銅剣、銅鉾その他弥生時代の遺物で学術的価値の特に高いもの
- 3 古墳の出土品その他古墳時代の遺物で学術的価値の特に高いもの
- 4 宮殿・官衙・寺院跡、墓、経塚等の出土品その他飛鳥・奈良時代以後の遺物で学術的価値の特に高いもの
- 5 渡来品で我が国の歴史上意義が深く、かつ、学術的価値の特に高いもの

歴史資料の部

- 1 政治、経済、社会、文化等我が国の歴史上の各分野における重要な事象に関する遺品のうち学術的価値の高いもの
- 2 我が国の歴史上重要な事象又は人物に関する遺品で歴史的又は系統的にまとまって伝存し、学術的価値の高いもの
- 3 我が国の歴史上重要な人物に関する遺品のうち学術的価値の高いもの
- 4 渡来品で我が国の歴史上意義が深く、かつ、学術的価値の高いもの

建造物の部

建築物（社寺、城郭（かく）、住宅、公共施設等）及びその他の工作物（橋梁（りょう）、石塔、鳥居等）の各時代建造遺構及びその部分並びに建造物の模型、厨（ず）子、仏壇（だん）等で建築技法になるもののうち次の各号の一に該当するもの

- (1) 意匠的に優秀なもの
- (2) 技術的に優秀なもの
- (3) 歴史的価値の高いもの
- (4) 学術的価値の高いもの
- (5) 流派的又は地方的特色において顕著なもの

第2章 県指定有形文化財

（指定）

第4条 教育委員会は、県の区域内に存する有形文化財（法第27条第1項の規定により重要文化財に指定されたものを除く。以下同じ。）のうち県にとって重要なものを山形県指定有形文化財（以下「県指定有形文化財」という。）に指定することができる。

2 前項の規定による指定をするには、教育委員会は、あらかじめ、指定しようとする有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者の同意を得なければならない。ただし、所有者又は権原に基づく占有者が判明しない場合はこの限りでない。

3 第1項の規定による指定は、その旨を県公報で告示するとともに、当該有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者に通知してする。

4 第1項の規定による指定は、前項の規定による県公報の告示があつた日からその効力を生ずる。

5 第1項の規定による指定をしたときは、教育委員会は、当該県指定有形文化財の所有者に指定書を交付しなければならない。